

市政記者各位

下水道使用料の賦課誤りについて

このたび、公共下水道に接続していない共同住宅1棟の入居者の方々に、誤って下水道使用料を賦課し、徴収していたことが判明いたしました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げ、還付の手続きを行いますとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

記

1. 経緯

福岡市内の共同住宅1棟について、浄化槽設置の届出が出されていないながら、下水道使用料が賦課されている建物が確認されました。

〔※浄化槽を設置している場合や汲み取りトイレの場合は、公共下水道に接続しないため下水道使用料は賦課されません。〕

令和5年10月、実態把握のために現地調査等を実施した結果、当該共同住宅は建築当初より浄化槽を設置し、公共下水道には未接続であることが確認され、平成3年より誤って賦課していたことが判明しました。

賦課誤りの原因は、当時の担当職員が公共下水道に接続されていると事実を誤認し、不適切な事務処理を行ったものです。

2. 還付の内容

・対象者数：57名（現入居者及び転出者）

・対象期間：平成15年11月～令和5年11月

※国家賠償法及び民法の規定に基づき対象期間は最長20年間

・還付金額：11,555,745円

〔内訳：下水道使用料 10,306,445円
利息相当額 1,249,300円（令和5年12月20日時点で試算）〕

3. 事案発覚後の対応

対象者の皆様に対し、訪問するなどしてお詫びと還付手続きの説明を行っており、手続きが完了した方から順次、還付を行ってまいります。

また、浄化槽設置及び汲み取りトイレ使用の建物について、他に賦課誤りがないか総点検を実施中であり、現時点で同様の事案は見つかっておりません。

4. 再発防止策の実施

・浄化槽設置及び汲み取りトイレ使用の建物について、毎年度、担当部署と情報共有して定期点検を実施するなど、チェック体制を強化します。

・下水道の状況が複雑な案件などは、施設管理部門と連携して確実な調査を行います。

【問い合わせ先】

道路下水道局総務部下水道料金課 角南（すなみ）

電話：092-711-4506（内線6020）

FAX：092-733-5596